

石川県公報

平成 28 年 3 月 25 日
第 1 2 8 8 7 号 (金曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示	
○電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務の委託 (消防保安課)	1
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同)	4
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	4
○石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監理課)	4
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	5
○県道の区域の変更 (同)	5
○県道の供用の開始 (同)	5
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法の告示 (同)	5
○石川県港湾施設管理条例に基づく知事が指定する立入禁止区域の一部変更 (港湾課)	6
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正 (出納室)	6
公 告	
○入札公告 (県民交流課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	10
○基本測量終了公告 (監理課)	11
○公共測量終了公告 (同)	11
○公共測量終了公告 (同)	11
○土地区画整理事業の終了認可公告 (都市計画課)	11
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (同)	12
○入札公告 (教育委員会事務局)	12
内水面漁場管理委員会	
○共同漁業権漁場の平成28年度目標増殖量	13
○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正	14

告 示

石川県告示第155号

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第7項に規定する電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務を石川県電気工事工業組合に次のとおり委託した。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 委託に係る免状交付事務の内容
第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務
- 委託に係る免状交付事務を処理する場所
金沢市新保本4丁目65番22 石川県電気工事工業組合金沢本部
七尾市寿町112番3号 石川県電気工事工業組合能登本部
小松市向本折町ネ88番地 石川県電気工事工業組合加南本部
- 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

石川県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定した。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
加賀温泉駅前おおぞら薬局	加賀市作見町リ28番1	平成28年3月1日

石川県告示第157号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
加賀温泉駅前おおぞら薬局	加賀市作見町リ28番1	平成28年3月1日

石川県告示第158号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
のだ歯科医院	小松市西町1-3	平成28年2月2日
竹浪歯科医院	加賀市大聖寺永町イの64	平成28年2月29日

石川県告示第159号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
のだ歯科医院	小松市西町1-3	平成28年2月2日
竹浪歯科医院	加賀市大聖寺永町イの64	平成28年2月29日

石川県告示第160号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社示野薬局	金沢市高柳町一字48番地1	シメノドラッグ七尾西薬局	七尾市国分町ラ17番地	平成28年 3月1日

〃	〃	シメノドラッグ輪島薬局	輪島市宅田町12-1	〃
〃	〃	シメノドラッグ鶴来薬局	白山市月橋町705番1	〃
〃	〃	シメノドラッグ辰口薬局	能美市辰口町546-1	〃
〃	〃	シメノドラッグ高浜薬局	羽咋郡志賀町高浜ヤ69	〃
〃	〃	薬局マツモトキヨシ穴水店	鳳珠郡穴水町字川島レ30番1	〃

石川県告示第161号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社示野薬局	金沢市高柳町一字48番地1	シメノドラッグ七尾西薬局	七尾市国分町ラ17番地	平成28年 3月1日
〃	〃	シメノドラッグ輪島薬局	輪島市宅田町12-1	〃
〃	〃	シメノドラッグ鶴来薬局	白山市月橋町705番1	〃
〃	〃	シメノドラッグ辰口薬局	能美市辰口町546-1	〃
〃	〃	シメノドラッグ高浜薬局	羽咋郡志賀町高浜ヤ69	〃
〃	〃	薬局マツモトキヨシ穴水店	鳳珠郡穴水町字川島レ30番1	〃

石川県告示第162号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1771300801	株式会社 スパーテル	リハビリ型デイサービス てまり フィットネス 野々市市高橋町24番3-2号	平成28年 2月16日	通所介護
1772200851	株式会社 メディカルトレーナーズ	運動機能回復センター・ファイン 松 任 白山市宮永市町465番地5	平成28年 3月1日	〃

1772200869	株式会社 らいふわん	シニアサロンひらまつ 白山市平松町87-4	〃	〃
------------	------------	--------------------------	---	---

石川県告示第163号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1771300801	株式会社 スパーテル	リハビリ型デイサービス てまり フィットネス 野々市市高橋町24番3-2号	平成28年 2月16日	介護予防通所介護
1772200851	株式会社 メディカルト レーナーズ	運動機能回復センター・ファイン 松 任 白山市宮永市町465番地5	平成28年 3月1日	〃
1772200869	株式会社 らいふわん	シニアサロンひらまつ 白山市平松町87-4	〃	〃

石川県告示第164号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
薬剤管理装置 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町2丁目46番地
- 5 落札金額
50,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年1月26日

石川県告示第165号

石川県建設工事標準請負契約約款（平成8年石川県告示第145号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

第34条第8項、第42条第3項及び第47条第3項中「2.9パーセント」を「2.8パーセント」に改める。

石川県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成28年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
304号	下記区間を道路区域から除外する。				県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市清水谷町カ2番11地先から 金沢市清水谷町カ9番4地先まで		8.04～32.14	406.0	

石川県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成28年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
寺中西金沢線	金沢市二ツ寺町イ100番1地先から 金沢市二ツ寺町イ69番地先まで	旧	13.36～54.87	92.3	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市二ツ寺町イ102番1地先から 金沢市二ツ寺町イ71番1地先まで	新	15.50～26.03	61.9	
高岡羽咋線	羽咋市新保町上1番34地先から 羽咋市新保町上198番1地先まで	旧	7.04～18.27	215.6	羽咋土木事務所維持管理課
		新	8.39～27.39	215.6	

石川県告示第168号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成28年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
高岡羽咋線	羽咋市新保町上1番34地先から 羽咋市新保町上198番1地先まで	平成28年3月28日	羽咋土木事務所維持管理課

石川県告示第169号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	鶴来美川インター線	白山市福留町172番1地先から 白山市水澄町100番1地先まで
〃	松任寺井線	白山市福留町172番1地先から 白山市水島町1479番地先まで
〃	鶴来水島美川線	白山市水島町1479番地先から 白山市末正町70番地先まで

2 指定する期日

平成28年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を犯すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

石川県告示第170号

石川県港湾施設管理条例に基づく知事が指定する立入禁止区域（平成16年石川県告示第517号）で指定した立入禁止区域の一部を次のとおり変更した。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

港湾名	立入禁止区域	変更内容	変更後の立入禁止区域を表示した図面の縦覧場所	変更年月日
金沢港	大浜岸壁の背後地のうち別に示す区域	別に示す区域の拡張	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県土木部港湾課 金沢市湊4丁目12番地 石川県金沢港湾事務所	平成28年 3月25日

石川県告示第171号

石川県証紙売りさばき人指定（昭和48年石川県告示第380号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表中

「	2	一般財団法人 石川県職員互助会	金沢市鞍月1丁目	同左 石川県庁内	」	を
---	---	--------------------	----------	----------	---	---

2	一般財団法人 石川県職員互助会	金沢市鞍月 1 丁目	同左 石川県庁内 金沢市泉本町 6 丁目 石川県県央土木総合事務所内	に改める。
---	--------------------	------------	---	-------

2 の小松市の表中

6	石川県電気工事工業組合理事長 米沢寛	金沢市新保本町 4 丁目	小松市向本折町 石川県電気工事工業組合加南本部内	を
---	--------------------	--------------	-----------------------------	---

6	石川県電気工事工業組合理事長 米沢寛	金沢市新保本町 4 丁目	小松市向本折町 石川県電気工事工業組合加南本部内	に改める。
7	一般財団法人 石川県職員互助会	金沢市鞍月 1 丁目	小松市白江町 石川県南加賀土木総合事務所内	

2 の白山市の表中

5	一般財団法人 石川県交通安全協会鶴来支部	白山市月橋町	同左 白山警察署鶴来庁舎内	を
---	----------------------	--------	------------------	---

5	一般財団法人 石川県交通安全協会鶴来支部	白山市月橋町	同左 白山警察署鶴来庁舎内	に改める。
6	一般財団法人 石川県職員互助会	金沢市鞍月 1 丁目	白山市八幡町 石川県石川土木総合事務所内	

2 の七尾市の表中

4	財団法人 石川県職員互助会	金沢市鞍月 1 丁目	七尾市小島町 石川県中能登総合事務所内	を
---	------------------	------------	------------------------	---

4	一般財団法人 石川県職員互助会	金沢市鞍月 1 丁目	七尾市小島町 石川県中能登総合事務所内 七尾市本府中町 石川県中能登土木総合事務所内	に改める。
---	--------------------	------------	---	-------

2 の輪島市の表中

5	金沢駅前第一ビル株式会社	金沢市此花町	輪島市三井町洲衛 石川県奥能登総合事務所内	を
---	--------------	--------	--------------------------	---

5	金沢駅前第一ビル株式会社	金沢市此花町	輪島市三井町洲衛 石川県奥能登総合事務所内	に改める。
6	一般財団法人 石川県職員互助会	金沢市鞍月 1 丁目	輪島市河井町 石川県奥能登土木総合事務所内	

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成28年 3 月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

広報誌「ほっと石川」(第80号から第83号まで) 県内全世帯配布委託業務

(2) 業務内容

広報誌「ほっと石川」(第80号から第83号まで) 県内全世帯配布業務を委託する。

(3) 履行期限

広報誌「ほっと石川」第80号については平成28年4月10日までとし、第81号から第83号までについては県の発注を受けた印刷業者から受け取った日から起算して10日以内とする。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 県内に本社又は営業所を有する者であること。
- (4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県県民文化局県民交流課広報広聴室
電話番号 076-225-1362

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

5 入札の日時及び場所

平成28年3月30日(水) 午前11時
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎12階 1211会議室(入札後、即時開札する。)

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札に参加する者に要求される義務

入札者は、当該業務を別途指定する日時及び場所に納入することができることを証明する書類を平成28年3月29日(火)までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県動画配信運用業務

(2) 業務の内容

石川県動画配信運用業務委託仕様書に記載のとおり。

(3) 履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき平成27年度において競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、知事によりこの業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(4) 提供するマルチデバイス対応動画配信システムが他の自治体において導入実績があること。

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書（写し）

ウ 他の自治体において導入実績があることを示すもの

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成28年3月25日（金）から同月29日（火）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県県民文化局県民交流課広報広聴室

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。）

(3) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成28年3月30日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を送付して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県県民文化局県民交流課広報広聴室

電話番号 076-225-1362

(2) 交付期間

平成28年3月25日（金）から同月29日（火）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎10階1011会議室（入札後、即時開札する。）

(2) 日時 平成28年3月31日（木）午後1時30分

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (5) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成28年2月28日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 金沢市視覚障害者地域生活支援センター

3 代表者の氏名

柳 鉄志

4 主たる事務所の所在地

金沢市芳斉1丁目15番26号

5 定款に記載された目的

この法人は、視覚に障害のある人に対し、自立と社会参加の支援に関する事業を行い、視覚障害のある人の福祉向上に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成28年3月1日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 トトロの家

3 代表者の氏名

松谷 幸子

4 主たる事務所の所在地

河北郡内灘町字鶴ヶ丘4丁目82番地

5 定款に記載された目的

この法人は、支援を必要とする高齢者や障害者に対して、医療・福祉の充実をめざし、支え・助けあう事業を行うとともに、いろいろな団体・個人と協力しながら、「安心して住み続けられるまちづくり」に寄与する活動を行うことを目的とする。

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (一 等 磁 気 測 量)	平成27年5月7日から 平成28年2月29日まで	羽咋郡志賀町
基 本 測 量 (基 本 重 力 測 量)	平成27年6月15日から 平成28年2月29日まで	金沢市

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、能美市土地開発公社から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (吉原釜屋産業団地土地地区画整理事業)	平成27年8月3日から 平成28年2月25日まで	能美市北部地域

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢市方法務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	平成27年11月2日から 平成28年2月26日まで	金沢市小坂・鳴和・神宮寺地区

土地地区画整理事業の終了認可公告

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、土地地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 土地地区画整理事業の名称

白山都市計画事業 白山市山島地区新工業団地土地地区画整理事業

2 施行者の住所及び名称

白山市倉光二丁目1番地

白山市

- 3 事業施行期間
平成24年度から平成27年度まで
- 4 施行地区に含まれている地域の名称
白山市矢頃島町、向島町の各一部
(地区内に介在する道路及び水路敷を含む。)
- 5 施行認可の年月日
平成25年3月5日
- 6 終了認可の年月日
平成28年3月16日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
松任駅北相木地区土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
白山市相木町76番地
- 3 設立認可の年月日
平成16年11月11日
- 4 変更認可の年月日
平成28年3月17日
- 5 変更の内容
事業施行期間
平成16年11月19日から平成31年3月31日まで

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達件名及び数量
自動車運行管理委託及び運行用自動車借上 一式
 - (2) 調達件名の特質等
入札仕様書による。
 - (3) 運行期間
平成28年5月2日から平成29年3月24日まで
 - (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加者資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒926-8545 七尾市下町己部54
石川県立七尾特別支援学校 事務室
電話番号 0767-57-1244
 - (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所において交付
 - (3) 入札説明書の交付期間
平成28年3月25日（金）から同年4月1日（金）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
 - (4) 入札書の受領期限
平成28年4月4日（月）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)とする。）
 - (5) 開札の日時及び場所
平成28年4月4日（月）午後1時
石川県立七尾特別支援学校1階 応接室
- 4 入札に関する注意事項
入札参加者は、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。
- 5 その他
 - (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
 - (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。
 - (3) 契約書作成の要否
要
 - (4) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
 - (6) その他
詳細は入札説明書による。

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業の免許（平成25年石川県告示第1号）に掲げる共同漁業権漁場の平成28年度目標増殖量を次のとおり定める。
平成28年3月25日

石川県内水面漁場管理委員会

免許番号	目標増殖量											
	増殖手法											
(漁場名)	放					流					あゆ産卵床	
	あゆ	こい	ふな	いわな	やまめ (さくらます)	うなぎ	わかさぎ	ぬまちちぶ	てながえび	かじか		
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	尾	m ²

内共第 1 号 (大聖寺川)	600			60	36	10					
内共第 2 号 (柴山潟)		60	130			25					
内共第 3 号 (動橋川)	350	5	5	9	9	20		10	10	2,500	
内共第 4 号 (大杉谷川)	88			40	40						
内共第 5 号 (手取川・大日川)	1,365			42	84						5,000
内共第 6 号 (直海谷川)				68	57						
内共第 7 号 (瀬波川)				72	15						
内共第 8 号 (尾添川)				57	8						
内共第 9 号 (御坊谷川)				7	4						
内共第 10 号 (大日川)				67	12						
内共第 11 号 (下田原川)				72	30						
内共第 12 号 (赤谷川)				63	21						
内共第 13 号 (手取川)				439	24						
内共第 14 号 (大風谷川)				30							
内共第 15 号 (小風谷川)				25							
内共第 16 号 (厚 川)	850			15	45					5,000	5,000
内共第 17 号 (浅野川)	920			9	21					3,000	
内共第 18 号 (森下川)	100				9						
内共第 19 号 (大海川)	210			30	100						
内共第 20 号 (邑知潟)			180								
内共第 21 号 (赤浦潟)		20					100				
内共第 22 号 (河原田川)	230										600
内共第 23 号 (町野川)	210	4								2,000	
計	4,923	89	315	1,105	515	55	100	10	10	12,500	10,600

注 1 こい及びふなについては、1 尾当たりの重量を 2 g 以上とする。

2 いわな及びやまめ(さくらます)については、1 尾当たりの重量を 3 g 以上とする。

3 あゆについては、1 尾当たり重量を 3.5 g 以上とする。

4 ぬまちちぶについては、1 尾当たり重量を 5 g 以上とする。

5 てながえびについては、1 尾当たり重量を 4 g 以上とする。

6 かじかについては、1 尾当たりの重量を 0.3 g 以上とする。

漁業法の規定によるコイの持出し禁止（平成16年石川県内水面漁場管理委員会指示第1号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成28年3月25日

石川県内水面漁場管理委員会

会 長 又 野 康 男

2中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

